

第102回 定時株主総会 招集ご通知

日時

2025年6月25日（水曜日）午前10時
（受付開始予定：午前9時）

場所

東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役14名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

お知らせ

議決権行使につきましては、書面（郵送）及びインターネットによる行使もご活用ください。

お土産の取り止めについて

株主総会ご出席株主様へのお土産のご提供を取り止めさせていただいております。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

株式会社 極 洋

証券コード：1301

いつも となりに おいしい キョクヨー

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社は「人間尊重の経営を基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会と共に成長することを目指します。」という企業理念のもと、ステークホルダーの皆様から満足と信頼を得られるよう、グループ総力を挙げて事業活動に努めてまいりました。

2024年度は、中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』の初年度として「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」という企業パースのもと、生産・販売拠点を拡充させてまいりました。2025年度は、「魚に強い極洋」として水産事業をさらに強化し、圧倒的に強い水産の力をもって、海外事業、食品事業を拡大させていきます。

社会から信頼される企業として、環境・社会・ガバナンスを重視し、サステナビリティを意識した経営のもと、持続可能な社会の実現に向けた責任を果たし、企業価値の向上に邁進してまいります。

今後とも、皆様のご支援、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長
井上 誠



証券コード：1301

2025年6月3日

(電子提供措置開始日 2025年5月31日)

株 主 各 位

東京都港区赤坂三丁目3番5号

株式会社 極 洋

代表取締役社長 井上 誠

第102回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第102回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第102回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト：<https://www.kyokuyo.co.jp>

上記ウェブサイトにある「IR」「IRライブラリ」「株主総会関係」の順に選択してご覧ください。

また、上記のほかインターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト：

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席されない場合は、書面又はインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権の行使方法のご案内」にしたがって、2025年6月24日（火曜日）午後5時45分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2025年6月25日（水曜日）午前10時

（受付開始時刻は午前9時を予定しております。）

2. 場 所 東京都千代田区平河町二丁目4番1号
都市センターホテル（日本都市センター会館内）
3階 コスモスホール

（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び
監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第102期（2024年4月1日から2025年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

- 決議事項**
- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役14名選任の件
第3号議案 監査役2名選任の件
第4号議案 補欠監査役1名選任の件

招集にあたっての決定事項

議決権行使書面とインターネットによる方法と重複して議決権行使をされた場合、インターネットによる議決権行使を有効なものいたします。

インターネットによる議決権行使を複数回された場合、最後の議決権行使を有効とさせていただきます。

議決権行使書に議案に対する賛否が表示されていない場合、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

書面交付請求された株主様へご送付している書面には、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、下記の事項を記載しておりません。したがって、当該書面は監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

- ・連結計算書類の連結注記表
- ・計算書類の個別注記表

電子提供措置事項に修正が生じた場合、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使書を郵送する場合



期 限 2025年6月24日(火曜日) 午後5時45分到着分まで

議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。(上記の行使期限までに到着するようご返送ください。) 議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

インターネットで行使する場合



期 限 2025年6月24日(火曜日) 午後5時45分まで

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufig.jp/>

パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスのうえ、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内にしたがって、上記行使期限までに賛否をご入力ください。



スマートフォンをご利用の株主様

スマートフォンでの議決権行使は、「ログインID」「仮パスワード」の入力が不要になりました。

※詳しくは同封の案内チラシをご覧ください。

詳細に
つきましては
次頁をご覧
ください。

- インターネットと書面により、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- インターネットによって、複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。またパソコンとスマートフォンで重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。
- 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は株主様のご負担となります。

株主総会へ出席する場合

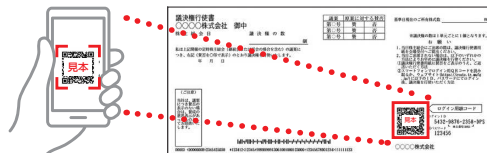


議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)
また、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

QRコードを読み取る方法

ログインID、パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 スマートフォンで議決権行使書用紙の右下に記載のQRコードを読み取ってください。



- 2 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右記の「ログインID・パスワードを入力する方法」をご確認ください。

※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ログインID・パスワードを入力する方法

議決権行使サイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。

- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。

「ログインID・
仮パスワード」
を入力

「ログイン」
をクリック

- 3 以降は、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権の行使システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）
0120-173-027（通話料無料／受付時間 9：00～21：00）

議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立されました合併会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当期の期末配当につきましては当期の業績等を勘案した結果、1株につき130円とさせていただきますと存じます。

(1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金130円 総額 1,554,017,140円

(2) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月26日

第2号議案

取締役14名選任の件

取締役全員（14名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役14名（うち社外取締役5名）の選任をお願いするものであります。

候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名				現在の当社における地位及び担当		
1	いの うえ 井 上	まこと 誠	新任	再任	社外	独立	代表取締役社長
2	こん どう 近 藤	しげる 茂	新任	再任	社外	独立	取締役副社長 社長補佐、海外事業セグメント管掌、海外事業本部担当
3	き やま 木 山	しゅう いち 修 一	新任	再任	社外	独立	専務取締役 物流サービスセグメント管掌、コンプライアンス担当、 監査部、人事部、商品開発本部、品質保証部、生産管理 部、ロジスティクス部担当
4	ひ がき 檜 垣	ひと し 仁 志	新任	再任	社外	独立	常務取締役 経営管理部、S R 推進部、総務部、情報システム部、業 務部担当
5	た なか 田 中	ゆたか 豊	新任	再任	社外	独立	取締役 大阪支社長委嘱
6	やま ぐち 山 口	けい ぞう 敬 三	新任	再任	社外	独立	取締役 生鮮事業セグメント管掌、生鮮事業本部担当、生鮮事業 本部長、鰹鮪事業部長委嘱
7	はっ とり 服 部	あつし 篤	新任	再任	社外	独立	取締役 食品事業セグメント管掌、食品事業本部担当、食品事業 本部長委嘱

候補者 番号	氏 名				現在の当社における地位及び担当		
8	み やま 三 山	まさ き 正 樹	新任	再任	社外	独立	取締役 水産事業セグメント管掌、水産事業本部担当、水産事業 本部長委嘱
9	お だ 小 田	まさ ひこ 匡 彦	新任	再任	社外	独立	取締役 人事部長委嘱
10	み うら 三 浦	まさ よ 理 代	新任	再任	社外	独立	社外取締役
11	しら お 白 尾	み か 美 佳	新任	再任	社外	独立	社外取締役
12	まち だ 町 田	かつ ひろ 勝 弘	新任	再任	社外	独立	社外取締役
13	やま だ 山 田	えい じ 英 司	新任	再任	社外	独立	社外取締役
14	なが の 長 野	あさ こ 麻 子	新任	再任	社外	独立	社外取締役

新任 新任取締役候補者
 再任 再任取締役候補者
 社外 社外取締役候補者
 独立 独立役員候補者

候補者番号

1

いの
うえ
井 上

まこと

誠

再任

生年月日 1957年12月5日生

所有する当社株式の数 9,500株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1980年 4 月	当社入社	2015年 4 月	当社取締役調理冷凍食品部長
2004年 6 月	当社水産部水産第 3 部長	2015年 6 月	当社常務取締役調理冷凍食品部長
2005年 4 月	当社水産部水産第 2 部長	2016年 4 月	当社常務取締役
2006年 4 月	当社水産冷凍食品部長	2017年 6 月	当社専務取締役
2010年 6 月	当社大阪支社長	2018年 6 月	当社代表取締役社長（現）
2012年 6 月	当社取締役大阪支社長		
2014年 4 月	当社取締役東京支社長		

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事・食品関連事業に従事し、水産冷凍食品部長、支社長、調理冷凍食品部長、常務取締役、専務取締役を経て、2018年から代表取締役社長を務めており、当社における豊富な業務経験と水産商事・食品事業及び会社の経営全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

2

こん どう
近 藤

しげる

茂

再任

生年月日 1958年12月8日生

所有する当社株式の数 6,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1982年 4 月	当社入社	2020年 6 月	当社常務取締役水産加工第 2 部長
2011年 6 月	当社海外事業部長	2021年 3 月	当社常務取締役
2015年 6 月	当社水産加工第 3 部長	2021年 6 月	当社専務取締役
2017年 6 月	当社取締役水産加工第 3 部長	2023年 4 月	当社専務取締役水産事業本部長
2019年 6 月	当社常務取締役水産加工第 3 部長	2024年 4 月	当社取締役副社長（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、水産商事関連事業に従事し、海外事業部長、水産加工第 3 部長、常務取締役、専務取締役を経て、2024年から取締役副社長を務めており、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び水産商事事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

3

さ やま
木 山

しゅう いち
修 一

再 任

生年月日 1959年8月30日生

所有する当社株式の数 3,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月 当社入社

2013年 4 月 当社企画部長

2017年 6 月 当社取締役企画部長

2020年 6 月 当社常務取締役

2022年 6 月 当社専務取締役総務部長

2023年 4 月 当社専務取締役（現）

取締役候補者 とした理由

入社以来、主に企画・経理関連業務に従事し、企画部長、常務取締役を経て、2022年から専務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験と企画・経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

4

ひ がき
檜 垣

ひと し
仁 志

再 任

生年月日 1962年8月17日生

所有する当社株式の数 2,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1986年 4 月 当社入社

2017年 6 月 当社経理部長

2020年 6 月 当社取締役経理部長

2021年 4 月 当社取締役経営管理部長

2022年 6 月 当社常務取締役経営管理部長

2024年 3 月 当社常務取締役（現）

取締役候補者 とした理由

入社以来、主にシステム・経理関連業務に従事し、経理部長、経営管理部長を経て2022年から常務取締役を務めており、当社における豊富な業務経験とシステムに関する高い見識及び経理に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

5

た なか
田 中ゆたか
豊

再任

生年月日 1961年8月20日生

所有する当社株式の数 5,200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社取締役業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長
2010年 8 月	当社大阪支社冷凍食品部長		
2016年 4 月	当社調理冷凍食品部長	2022年 6 月	当社取締役業務食品本部長、ロジスティクス本部長
2018年 6 月	当社取締役調理冷凍食品部長	2023年 4 月	当社取締役大阪支社長（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に食品関連業務に従事し、調理冷凍食品部長、業務食品本部長、業務食品第1部長、ロジスティクス本部長、大阪支社長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と食品・物流サービス事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

6

やま ぐち
山 口けい ぞう
敬 三

再任

生年月日 1962年1月8日生

所有する当社株式の数 1,700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1984年 4 月	当社入社	2021年 4 月	当社取締役市販食品本部長、市販食品第2部長
2014年 4 月	当社品質保証部長	2023年 4 月	当社取締役東京支社長
2016年 4 月	当社家庭用冷凍食品部長	2024年 3 月	当社取締役生鮮事業本部長
2018年 3 月	当社常温食品部長	2025年 3 月	当社取締役生鮮事業本部長、鯉鮪事業部長（現）
2020年 6 月	当社取締役常温食品部長		

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、品質保証部長、家庭用冷凍食品部長、常温食品部長、市販食品本部長、市販食品第2部長、東京支社長、生鮮事業本部長、鯉鮪事業部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

7

はつ とり

服部

あつし

篤

再任

生年月日 1965年7月16日生

所有する当社株式の数 1,000株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年 4 月 当社入社

2016年 6 月 当社水産加工第2部長

2020年 6 月 当社東京支社長

2023年 4 月 当社執行役員食品事業本部長

2023年 6 月 当社取締役食品事業本部長（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に水産商事関連業務に従事し、水産加工第2部長、東京支社長、食品事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験と水産事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

8

み やま

三山

まさ き

正樹

再任

生年月日 1966年3月30日生

所有する当社株式の数 800株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社

2012年 8 月 Kyokuyo America Corporation

代表取締役社長

2017年 6 月 当社水産冷凍食品部長

2019年 4 月 当社札幌支社長

2021年 3 月 当社海外事業部長

2023年 4 月 当社執行役員生鮮事業本部長

2023年 6 月 当社取締役生鮮事業本部長

2024年 3 月 当社取締役水産事業本部長（現）

取締役候補者
とした理由

入社以来、主に海外駐在、食品関連業務に従事し、当社グループ会社社長、水産冷凍食品部長、札幌支社長、海外事業部長、生鮮事業本部長、水産事業本部長を務めるなど、当社における豊富な業務経験とグローバルな事業経営及び食品事業に関する知見を有していることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

9

お だ
小 田まさ ひこ
匡 彦

再 任

生年月日 1966年7月12日生

所有する当社株式の数 200株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1990年 4 月	(株)大和銀行（現 (株)りそな銀行）入行	2016年10月	同行ローン管理部長
2008年10月	同行長後支店お客様サービス部長	2020年 6 月	当社入社 当社企画部長
2012年 1 月	同行横浜南エリア営業第三部長	2021年 4 月	当社人事部長
2014年 1 月	同行江戸川南支店統括部長	2023年 4 月	当社執行役員人事部長
		2024年 6 月	当社取締役人事部長（現）

取締役候補者
とした理由

永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験を有し、また、入社以来、企画部長、執行役員人事部長を務めるなど、当社の実情に通じていることから、引き続き取締役候補者となりました。

候補者番号

10

み うら
三 浦まさ よ
理 代

再 任

社 外

独 立

生年月日 1946年5月16日生

所有する当社株式の数 700株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1970年 4 月	女子栄養大学助手	2009年 1 月	同大学学務部長
1995年 4 月	同大学助教授	2015年 6 月	当社取締役(現)
2001年 4 月	同大学教授	2017年 4 月	女子栄養大学名誉教授(現)
2003年 1 月	同大学実践栄養学科長		

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。今後も同氏の永年の経験と知見を基に、取締役会の意思決定に際して適切な指導をしていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

11

しら お
白尾

み か
美佳

再任

社外

独立

生年月日 1960年2月28日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月 国立公衆衛生院（現 国立保健医療科学院）特別研究員
2002年 4 月 実践女子短期大学助教授
2014年 4 月 実践女子大学教授（現）
2020年 6 月 当社取締役（現）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識から、取締役会において専門的立場から適切な意見をいただいております。今後も同氏の知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

12

まち だ
町田

かつ ひろ
勝弘

再任

社外

独立

生年月日 1953年11月15日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1976年 4 月 農林水産省入省
2009年 7 月 水産庁長官
2010年 7 月 農林水産省事務次官
2013年 5 月 （一社）JA共済総合研究所理事長
2016年 3 月 日本中央競馬会副理事長
2020年 3 月 JRAファシリティーズ(株)代表取締役会長
2021年 6 月 当社取締役（現）
2022年 4 月 JRAファシリティーズ(株)顧問
2022年 6 月 明治機械(株)社外取締役（監査等委員）（現）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

永年にわたり農林水産省の要職を務められ、また、研究機関により培われた豊富な知識と経験を有しており、専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者としました。

候補者番号

13

やま

だ

山田

えい

じ

英司

再任

社外

独立

生年月日

1955年7月18日生

所有する当社株式の数

0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1978年 4 月	日本電信電話公社（現 日本電信電話㈱）入社	2011年 6 月	同社取締役常務執行役員
2001年 6 月	㈱エヌ・ティ・ティ・データ（現 ㈱NTTデータグループ）金融システム事業本部金融ビジネス企画本部長	2012年 6 月	同社代表取締役副社長執行役員
2002年 4 月	同社ビジネス開発事業本部決済ビジネス事業部長	2015年 6 月	同社顧問 日本電子計算㈱代表取締役社長
2004年 5 月	同社決済ソリューション事業本部副事業本部長	2017年 6 月	㈱千葉興業銀行社外取締役（現）
2005年 6 月	同社執行役員	2021年 6 月	当社取締役（現） 日本電子計算㈱顧問
		2022年 6 月	平和不動産㈱社外取締役（現）

社外取締役候補者
とした理由及び期待
される役割の概要

日本電子計算㈱において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の経験や実績を背景とした経営者としての幅広い見識を有しており、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレートガバナンス強化に寄与していただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

候補者番号

14

なが の

長野

あさ こ

麻子

再任

社外

独立

生年月日 1971年12月11日生

所有する当社株式の数 0株



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1994年 4 月	農林水産省入省	2018年 7 月	林野庁林政部木材利用課長
2010年 4 月	水産庁水産経営課課長補佐	2021年 7 月	同省大臣官房新事業・食品
2011年 2 月	内閣府食品安全委員会事務局総務課課長補佐		産業部新事業・食品産業政策課長
2013年 1 月	食料産業局バイオマス循環資源課食品産業環境対策室長	2022年 8 月	(株)モリアゲ代表取締役社長（現）
		2024年 6 月	当社取締役（現）
2015年 4 月	大臣官房広報評価課報道室長	2025年 3 月	(株)ファーマインド社外取締役（現）
2017年 7 月	同省大臣官房広報評価課長	2025年 5 月	(株)もりまち社外取締役（現）

社外取締役候補者 とした理由及び期待 される役割の概要

永年にわたり農林水産省の要職を歴任され、また、森林業コンサルタント事業により培われた豊富な知識と経験を有しており、サステナビリティの専門的な立場から助言や指導をしていただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な監督を行っていただくことが期待されるため、引き続き社外取締役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 現在当社の取締役である各候補者の当社における担当は、事業報告「4. (1) 取締役及び監査役の氏名等」に記載のとおりであります。
3. 木山修一氏は、2025年6月17日付でキョクヨー秋津冷蔵(株)の代表取締役会長に就任予定であります。
4. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の5氏は社外取締役候補者であります。
5. 町田勝弘氏は、2025年6月24日付をもって明治機械(株)社外取締役（監査等委員）を退任される予定であります。
6. 三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の5氏は、東京証券取引所に対し独立役員として届け出ております。
7. 本総会終結の時をもって、三浦理代氏の当社社外取締役就任期間は10年、白尾美佳氏の当社社外取締役就任期間は5年、町田勝弘及び山田英司の両氏の当社社外取締役就任期間は4年、長野麻子氏の当社社外取締役就任期間は1年となります。
8. 当社は三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の各氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間で上記責任限定契約を継続する予定であります。

■取締役候補者の専門性と経験（スキルマトリックス）

本議案が承認可決された場合、当社の取締役会は以下のようなスキルを持ったメンバーにより構成されることになります。

	経営全般	業界知見	IT	法務・ コンプライ アンス	財務・ 会計	行政・ 学術研究	国際性	サステナビリ ティ
井上 誠	●	●						●
近藤 茂	●	●					●	
木山 修一	●		●	●	●			●
檜垣 仁志	●		●		●			●
田中 豊		●						
山口 敬三		●					●	
服部 篤		●						
三山 正樹		●					●	
小田 匡彦				●	●			
三浦 理代						●		
白尾 美佳						●		
町田 勝弘	●	●				●		
山田 英司	●		●					
長野 麻子	●	●				●	●	●

なお、上記の一覧表は各氏の経験等をふまえ、より専門的な知見を有する分野を示しており、有する全ての知見を表すものではありません。

第3号議案

監査役2名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役菅野洋一氏は監査役を辞任され、監査役西浜正幸氏は任期満了となりますので、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

候補者番号	ふくしま	しげる	生年月日	1968年10月16日生
1	福 鳥	茂	新任	社 外
			所有する当社株式の数	0株



略歴及び重要な兼職の状況

1992年 4 月	農林中央金庫入庫	2017年 7 月	同事務企画部長
2011年10月	同高松支店高知推進室長	2019年 4 月	同人事部長
2014年 7 月	同大阪支店副支店長	2025年 4 月	同営業企画部参事役（現）
2016年 7 月	同人事部副部長		

社外監査役 候補者とした理由

永年にわたる金融機関業務により培われた専門的な知識・経験等を監査役に就任された場合に当社の監査体制に生かしていただくため、社外監査役候補者とししました。同氏が職務を適切に遂行できるものと判断した理由は、前述の実務経験を有することなどを総合的に勘案したためであります。

候補者番号

2

すず き
鈴木

じゅん じ
淳二

新任

生年月日 1959年6月5日生

所有する当社株式の数 2,800株



略歴及び重要な兼職の状況

1982年 4 月 当社入社
2011年12月 当社商品開発部長
2016年 4 月 当社品質保証部長

2021年 4 月 当社食品事業管理部長
2023年 4 月 当社ロジスティクス部長
2024年 6 月 当社退職

監査役候補者 とした理由

入社以来従事した食品関連業務における専門知識を有し、商品開発部長、品質保証部長、食品事業管理部長、ロジスティクス部長を務めるなど、当社の実情に通じており、適正な監査を行う能力を有していることから、監査役候補者となりました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 福嶋茂氏は社外監査役候補者であります。
3. 福嶋茂氏は、当社の主要取引先金融機関である農林中央金庫の業務執行者であります。2025年6月24日付をもって、農林中央金庫を退職される予定であります。
4. 福嶋茂氏が選任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

第4号議案

補欠監査役1名選任の件

法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

候補者は次のとおりであります。

しも だ いち ろう
下 田 一 郎

社 外 独 立

生年月日 1972年9月18日生

所有する当社株式の数 0株

略歴及び重要な兼職の状況

2005年10月 弁護士登録
長谷川俊明法律事務所勤務
2011年4月 松井・下田法律事務所開設
2015年1月 下田総合法律事務所開設
2020年1月 下田法律税務事務所開設
(現)

補欠社外監査役 候補者とした理由

会社の取締役又は監査役等として経営に関与されておりませんが、弁護士としての専門領域における知識と経験を有していることから、監査役に就任された場合に、当社の慣行にとらわれない企業社会全体を踏まえた客観的な判断を下していただけるものと考え、補欠社外監査役候補者となりました。

- (注) 1. 下田一郎氏は社外監査役候補者であり、就任した場合、東京証券取引所に独立役員として届け出る予定であります。
2. 下田一郎氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
3. 下田一郎氏が監査役に就任された場合、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とします。

■取締役候補者、監査役候補者及び補欠監査役候補者にかかる役員等賠償責任保険契約について
当社は、優秀な人材を確保し、当社の成長に向けた積極果断な経営判断を支えるため、以下の内容を概要とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、2025年12月に更新を予定しております。第2号議案（取締役14名選任の件）でお諮りする取締役候補者については、すでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。第3号議案（監査役2名選任の件）でお諮りする監査役候補者については、選任後被保険者となります。第4号議案（補欠監査役1名選任の件）でお諮りする補欠監査役候補者については、監査役に就任後被保険者となります。

【役員等賠償責任保険契約の内容の概要】

（1）被保険者の実質的な保険料負担割合

保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

（2）填補の対象となる保険事故の概要

特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の増加傾向が見られ、雇用・所得環境の改善などにより緩やかな回復基調が続きました。一方、混迷を深める国際情勢など、依然として先行き不透明な状況が続きました。

水産・食品業界におきましては、インバウンド需要の増加により外食・観光産業は堅調に推移したものの、原材料価格、人件費、物流費など製造コストの上昇や、物価高騰による消費意欲の低下など、厳しい経営環境が続きました。

このような状況の中で、当社グループは当期より新中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』をスタートさせました。「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」という企業パーパスのもと、「事業基盤」の拡充、「財務基盤」と「ステークホルダーとのパートナーシップ」の強化を進め、目標達成に向け取り組んでまいりました。

セグメント別の事業概況は以下のとおりです。

なお、当連結会計年度より、当社グループ内の管理区分を見直したことに伴い、従来「生鮮事業」に属しておりましたKYOKUYO GLOBAL SEAFOODS CO., LTD.の事業の一部を「水産事業」に変更するなど、一部連結子会社の区分を変更しております。

このため、前期との比較については、セグメント変更後の数値に組み替えて比較を行っております。

(水産事業セグメント)

国内販売については、1月以降にサケ、カニが相場高による消費減退を招き、荷動きが鈍化しましたが、年末商戦までの好調さに支えられ、通期では主要魚種のサケマス、エビのほか、高額商材のカニ、魚卵、ホタテの販売が増加し、増収増益となりました。

海外事業については、輸出事業は飼料用水産物の世界的な高騰により、日本産青物の販売が増加するとともに、新規取引先の開拓によるマグロの取扱などにより、販売が回復しました。海外現地販売は、欧米は前期の急激なインフレによる消費減退から回復したことに加えて、連結子会社化した海外企業2社が売上に寄与しました。中国においては、内需の低調が続いたものの、輸出用加工原料の需要回復により販売が伸長しました。また、アジアでの出店が加速している日系外食チェーンへの販売が伸長しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。水産事業セグメントの売上高は1,686億68百万円（前期比29.7%増）、営業利益は61億9百万円（前期比17.6%増）となりました。

(生鮮事業セグメント)

マグロは前期比で相場が回復した冷凍クロマグロの販売が好調に推移し、増収増益に寄与しました。また、豊漁で割安感のあったカツオや、前期比で値ごろ感があった冷凍メバチマグロ、マグロタタキなどの加工品の売上が伸長し、回転寿司などの外食や量販店向けを中心に売上が拡大しました。海外まき網事業は、水揚げ量は増加しましたが、単価下落により売上、利益とも減少しました。養殖事業については、国産養殖クロマグロは取引先との取り組み強化により、販売が拡大しました。収益面では、飼料費の高騰があったものの、完全養殖マグロの事業会社の解散やマダイなどの生産性向上により、改善しました。

寿司種を中心とした生食商材は、海外自社工場製品を中心に拡販を進めましたが、相場の急騰によりウナギなど高価格帯商材の販売が落ち込んだほか、前期に実施した価格改定の影響が続ぎ、回転寿司ルート向けを中心に売上は減少しましたが、収益は改善しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。生鮮事業セグメントの売上高は658億50百円（前期比3.2%増）、営業利益は36億15百円（前期比60.8%増）となりました。

(食品事業セグメント)

業務用冷凍食品は、新商品の投入などにより、カニ風味かまぼこ「オーシャンキング」やエビフリッターなどの販売は伸長したものの、物価高騰の影響で安価な海外製品との競合が激しくなり、水産フライなどの減少が響き、全体の売上が減少しました。収益は価格改定が浸透したことで、改善しました。市販用冷凍食品については、煮魚・焼魚製品、弁当商材とも販売は前期並みとなりましたが、原材料高により収益は減少しました。缶詰は、サバ缶の改善に加え、注力したツナ缶、サンマ缶の販売が増加しましたが、資材高騰のコストアップなどにより収益が圧迫されました。おつまみ・珍味製品は、価格改定による販売量の減少に原料高が重なり、売上・利益とも減少しました。

この結果、売上は前期を上回りましたが、利益は前期を下回りました。食品事業セグメントの売上高は659億40百円（前期比0.5%増）、営業利益は24億46百円（前期比8.0%減）となりました。

(物流サービスセグメント)

冷蔵倉庫事業においては、庫腹率の高水準が継続したことで保管料収入が増加するとともに、コスト上昇に伴って前期に実施した価格改定の効果もあり、売上・利益とも拡大しました。利用運送事業は、外部取引先への営業強化により、売上が拡大しました。

この結果、売上・利益とも前期を上回りました。物流サービスセグメントの売上高は16億67百円（前期比4.2%増）、営業利益は2億94百円（前期比1.8%増）となりました。

以上の結果、当社グループの売上高は3,026億81百万円（前期比15.7%増）、営業利益は110億79百万円（前期比25.8%増）、経常利益は108億57百万円（前期比22.6%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は67億40百万円（前期比13.5%増）となりました。

なお、当社単体の売上高は2,727億92百万円（前期比16.2%増）、営業利益は96億53百万円（前期比33.8%増）、経常利益は96億72百万円（前期比32.2%増）、当期純利益は72億31百万円（前期比48.2%増）となりました。

	2025年3月期 実績	2026年3月期 予想	2027年3月期 目標値
売上高	3,026億円	3,500億円	4,000億円
営業利益	110億円	125億円	135億円
経常利益	108億円	125億円	135億円
海外売上高比率	10.8%	-	15%以上
ROIC（投下資本利益率）	5.8%	-	6%以上
DOE（株主資本配当率）	2.5%	2.6%	3%以上

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は81億24百万円であります。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、事業運転資金に充当するため短期借入や短期社債（電子CP）の発行を行い、設備投資資金や安定資金確保を目的に、長期借入金165億14百万円を調達しました。

(4) 対処すべき課題

国内経済は、エネルギーや原材料価格、物流費の高騰を反映した物価上昇により、消費減退が懸念されるなど、厳しい状況が続いています。また、長年続いたデフレからインフレに転換する中で、「金利のある世界」へ移行しており、新たな局面への適応が必要となっています。世界的には、地政学リスクの増大や米国の相互関税が与える影響など、不透明感が継続すると予測されます。その中であって、水産物の需要は国内では漸減傾向にあるものの、世界では大きく伸長しており、ビジネスチャンスが拡大する一方で、資源アクセスの重要性が増しています。こうした経済・世界の変化に対応できる、企業の成長性、継続性を含めた企業力の強化が求められています。

中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』の概要

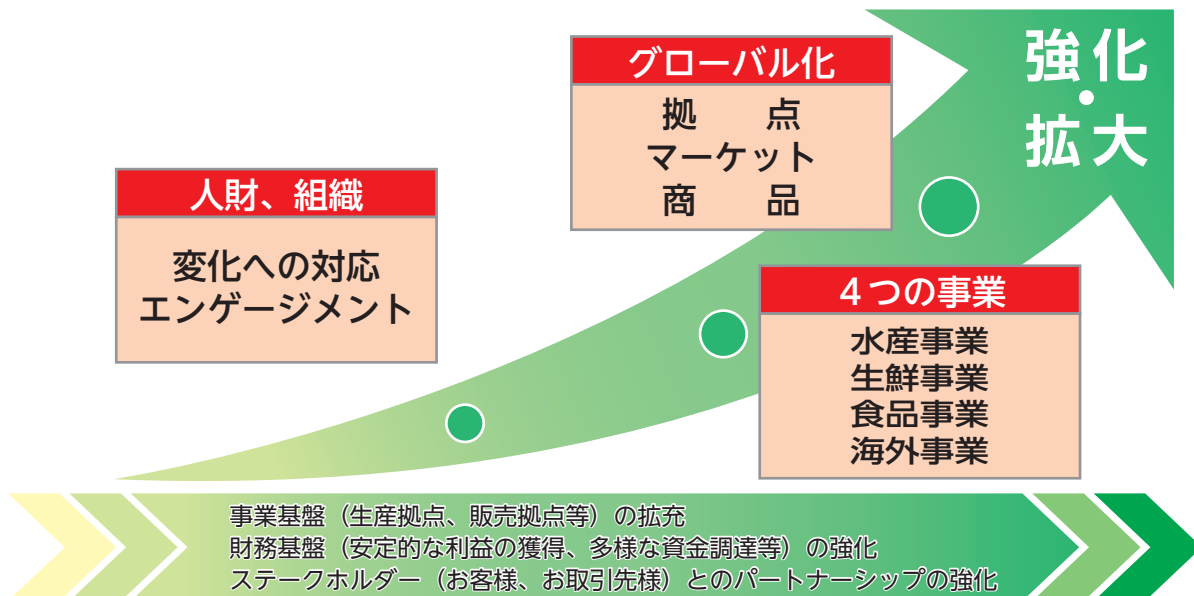
「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」という企業パーパスのもと、「事業基盤」の拡充、「財務基盤」・「ステークホルダーとのパートナーシップ」の強化を図りながら、「人財・組織」、「4つの事業」、「グローバル化」の3つの視座で施策を実行してまいります。詳細は当社ウェブサイトをご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/gearupkyokuyo2027.pdf>)

パーパス

魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう
サステナブルな世界へ

強いキョクヨーへ



各セグメントの施策は次のとおりであります。

水産事業セグメントでは、取引先開拓などにより水産物取扱量を拡大するとともに、インフレ下での水産相場変動への対応力の向上を図ります。また、海外では引き続きM&Aを進めるとともに、現地法人各社の連携強化による相乗効果で、海外売上高の拡大を目指します。

生鮮事業セグメントでは、海外工場を含む自社工場製品の販売強化により、収益性の向上に努めるとともに、和食需要の高まりを背景に店舗数が拡大する、海外の日系外食産業向けの販売に注力します。並行して、商品開発段階からの取引先との取り組み強化により、国内外での加工品の拡販を推し進めます。

食品事業セグメントでは、冷凍食品は自社工場商品中心の販売体制の構築を進める中で、業務用については、市場ニーズを捉えた新規商材の投入や、既存商品のブラッシュアップで商品競争力を強化し、販売量の底上げを図ります。市販用は、新工場稼働による能力増強に加えて、極洋の強みが発揮される水産素材の新商品の提案などにより、販売量を増加させます。常温食品はおつまみ製品を含め、新規カテゴリの開拓に取り組む一方で、缶詰は主力魚種での新しい商品開発により、売上拡大を目指します。

物流サービスセグメントでは、倉庫保管・配送のセット営業強化のため運送会社との連携を強化し、売上拡大を図るとともに、管理システムの導入により事業効率性を向上させます。

財務基盤強化策としては、利益の積み上げによる資本増強のほか、資金調達手段の多様化を図ることで、積極的な成長投資に対応できる体制を整えてまいります。また、ステークホルダーとのパートナーシップ強化策として、積極的にコミュニケーションを行い、お客様には安心・安全でおいしい食の提供を、取引先には有効な販売戦略や商品開発を通じて、株主・投資家には情報開示と安定的な配当の実施を通じて、信頼関係の構築を図ってまいります。

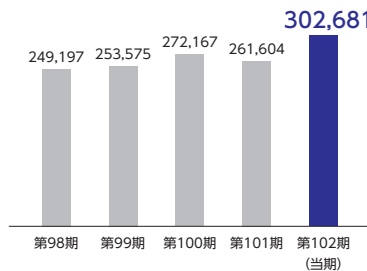
業績予想や将来の予測等に関する記述は、現時点で入手している情報に基づき合理的に判断する予想であり、米国のトランプ政権による関税等の政策転換によっては、サプライチェーンに影響を与える可能性があります。従って、期中において将来の予測等を変更するが生じることをご承知おきください。

(5) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第98期 (2020年4月1日から 2021年3月31日まで)	第99期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)	第100期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第101期 (2023年4月1日から 2024年3月31日まで)	第102期 (2024年4月1日から 2025年3月31日まで)
	百万円	百万円	百万円	百万円	百万円
売上高	249,197	253,575	272,167	261,604	302,681
経常利益	4,879	6,904	8,182	8,856	10,857
親会社株主に帰属する 当期純利益	3,838	4,634	5,782	5,936	6,740
1株当たり当期純利益	356円95銭	430円83銭	539円10銭	548円61銭	567円48銭
総資産	116,331	130,460	146,301	160,720	182,125
純資産	39,975	42,174	46,966	58,860	68,355

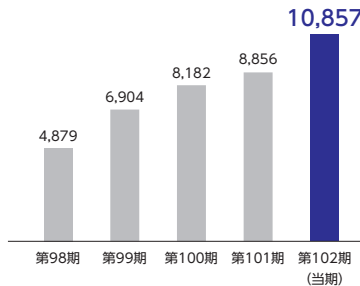
■ 売上高

(単位：百万円)



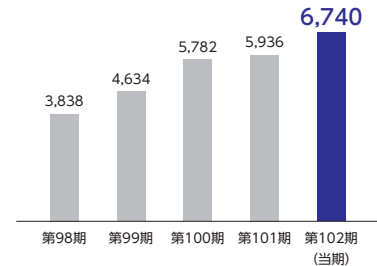
■ 経常利益

(単位：百万円)



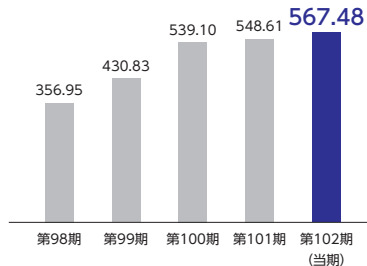
■ 親会社株主に帰属する 当期純利益

(単位：百万円)



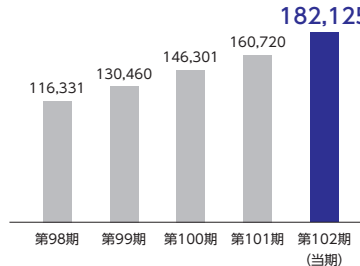
■ 1株当たり当期純利益

(単位：円)



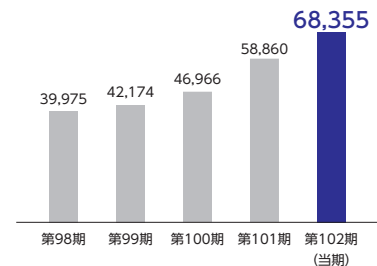
■ 総資産

(単位：百万円)



■ 純資産

(単位：百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
キョクヨー秋津冷蔵(株)	80	100	冷蔵倉庫業
極洋商事(株)	60	100	水産物・農畜産物等の買付販売
極洋食品(株)	100	100 (10.0)	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋水産(株)	192	100	海外まき網漁業、カツオ・マグロの加工 及び冷蔵倉庫業
キョクヨー総合サービス(株)	10	100	保険代理店業
キョクヨーフーズ(株)	30	100	冷凍食品・チルド食品の製造
極洋フレッシュ(株)	90	100	マグロその他水産物等の加工及び販売
キョクヨーマリン愛媛(株)	60	100	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
キョクヨーマリンファーム(株)	30	100 (16.7)	マグロその他水産物の養殖・加工及び販売
指宿食品(株)	50	95 (10.0)	マグロその他水産物等の加工及び販売
インテグレート・システム(株)	50	55	ソフトウェアの開発及び保守
(株)エイパックス・キョクヨー	50	100	水産加工品・惣菜品の製造及び販売
海洋フーズ(株)	40	100	サケその他水産物等の加工及び販売
(株)クロシオ水産	5	70	マダイその他水産物の養殖及び販売
(株)ジョッキ	60	100	海産物珍味の製造及び販売

会 社 名	資 本 金 (百万円)	議決権比率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
Kyokuyo America Corporation (米国)	千米ドル 15,600	100	水産物等の買付販売
青島極洋貿易有限公司 (中国)	千米ドル 200	100	水産物等の買付販売
Kyokuyo Europe B.V. (オランダ)	千ユーロ 250	100	欧州子会社の統括・管理
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd. (タイ)	百万バーツ 350	100	冷凍食品の製造及び販売
Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd. (ベトナム)	百万ドン 225,000	100	冷凍食品・水産加工品の製造

(注) 1. 当社の連結子会社は上記20社を含む33社であり、持分法適用関連会社は1社です。
2. 議決権比率の（ ）内は、間接所有割合（内数）であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 企業集団の主要な事業内容（2025年3月31日現在）

事業の種類別 セグメントの名称	主要な事業内容
水産事業	当社及びKyokuyo America Corporation他において水産物の買付及び加工、販売を行っております。
生鮮事業	当社他において寿司種や刺身などの生食食材の加工及び販売を行っております。カツオ・マグロ等については、当社及び極洋水産(株)他において漁獲、養殖、買付を行っております。
食品事業	当社、極洋食品(株)及び(株)ジョッキ他において業務用冷凍食品、市販用冷凍食品・缶詰・海産物珍味の製造及び販売を行っております。
物流サービス	キョクヨー秋津冷蔵(株)他において冷蔵倉庫事業等を行っております。
その他	キョクヨー総合サービス(株)他において保険代理店業等を行っております。

(8) 企業集団の主要な営業所及び工場等

(株)極洋	本社	東京都港区
	支社	札幌市・仙台市・東京都港区・名古屋市・大阪市・広島市・福岡市
	研究所	宮城県塩釜市
キョクヨー秋津冷蔵(株)	本社・事業所	東京都大田区
	事業所	東京都大田区・福岡市
極洋商事(株)	本社	東京都港区
極洋食品(株)	本社・工場	宮城県塩釜市
	工場	青森県八戸市・茨城県ひたちなか市・鳥取県倉吉市
極洋水産(株)	本社・工場	静岡県焼津市
キョクヨー総合サービス(株)	本社	東京都港区
キョクヨーフーズ(株)	本社・工場	愛媛県北宇和郡松野町
極洋フレッシュ(株)	本社・工場	東京都江戸川区
キョクヨーマリン愛媛(株)	本社	愛媛県南宇和郡愛南町
キョクヨーマリンファーム(株)	本社	高知県幡多郡大月町
指宿食品(株)	本社・工場	鹿児島県指宿市
インテグレート・システム(株)	本社	東京都中央区
(株)エィパックス・キョクヨー	本社・工場	兵庫県姫路市
海洋フーズ(株)	本社・工場	茨城県神栖市
(株)クロシオ水産	本社	高知県幡多郡大月町
(株)ジョッキ	本社・工場	東京都練馬区
	工場	埼玉県本庄市・北海道北斗市・北海道函館市
Kyokuyo America Corporation	本社	Seattle, Washington, U.S.A.
青島極洋貿易有限公司	本社	Qingdao, China
Kyokuyo Europe B.V.	本社	Luchthaven Schiphol, The Netherlands
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co., Ltd.	本社・工場	Samut Sakhon, Thailand
Kyokuyo Vina Foods Co., Ltd.	本社	Long An Province, Vietnam

(9) 従業員の状況

①企業集団の従業員の状況

事業の種類別 セグメントの名称	従業員数（人）	前連結会計年度末比増減（人）
水産事業	798	—
生鮮事業	579	—
食品事業	863	—
物流サービス	74	—
その他	84	—
全社（共通）	78	—
合 計	2,476	387

(注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員2,192人）は含んでおりません。
2. 当連結会計年度より報告セグメントを変更しているため、前連結会計年度との比較は行っておりません。

②当社の従業員の状況

区 分		人 員	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
職 員		人	人	歳 月	年 月
	男	518	12	43 10	19 0
	女	216	11	36 1	10 8
	計又は平均	734	23	41 7	16 7

(注) 従業員数は就業人員数であり、臨時従業員（期中平均雇用人員74人）は含んでおりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 残 高
	百万円
(株)りそな銀行	19,210
農林中央金庫	13,728
(株)三菱UFJ銀行	10,947
三井住友信託銀行(株)	6,722

(注) 当連結会計年度における借入残高は64,374百万円であります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 43,700,000株
(2) 発行済株式の総数 12,078,283株
(内、自己株式数 124,305株)
(3) 株主数 30,501名
(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
日本マスタートラスト信託銀行(株)	1,629	13.63
(株)りそな銀行	523	4.37
農林中央金庫	445	3.72
(株)日本カストディ銀行	362	3.03
東洋製罐グループホールディングス(株)	315	2.63
三井住友海上火災保険(株)	250	2.09
東京海上日動火災保険(株)	179	1.50
中村 格彰	171	1.43
極洋秋津会	151	1.26
J P M O R G A N C H A S E B A N K 3 8 5 7 8 1	149	1.25

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位をそれぞれ切り捨てて表示しております。
2. 上記株式のうち日本マスタートラスト信託銀行(株)全株及び(株)日本カストディ銀行全株は、信託業務に係る株式であります。
3. 持株比率は、自己株式（124,305株）を控除して計算しております。なお、自己株式には役員株式給付信託の導入に際して設定した(株)日本カストディ銀行が所有する当社株式76,547株を含めておりません。
4. 極洋秋津会は当社取引先持株会であります。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏 名	地 位	担当及び重要な兼職の状況
井 上 誠	代 表 取 締 役 社 長	
近 藤 茂	取 締 役 副 社 長	(社長補佐、海外事業セグメント管掌、海外事業本部担当)
木 山 修 一	専 務 取 締 役	(物流サービスセグメント管掌、コンプライアンス担当、監査部、人事部、商品開発本部、品質保証部、生産管理部、ロジスティクス部担当)
檜 垣 仁 志	常 務 取 締 役	(経営管理部、S R 推進部、総務部、情報システム部、業務部担当)
田 中 豊	取 締 役	(大阪支社長委嘱)
山 口 敬 三	取 締 役	(生鮮事業セグメント管掌、生鮮事業本部担当、生鮮事業本部長、鯉鮪事業部長委嘱)
服 部 篤	取 締 役	(食品事業セグメント管掌、食品事業本部担当、食品事業本部長委嘱)
三 山 正 樹	取 締 役	(水産事業セグメント管掌、水産事業本部担当、水産事業本部長委嘱)
*小 田 匡 彦	取 締 役	(人事部長委嘱)
三 浦 理 代	取 締 役	(女子栄養大学名誉教授)
白 尾 美 佳	取 締 役	(実践女子大学教授)
町 田 勝 弘	取 締 役	(明治機械(株)社外取締役 (監査等委員))
山 田 英 司	取 締 役	(株)千葉興業銀行社外取締役、平和不動産(株)社外取締役)
*長 野 麻 子	取 締 役	(株)モリアゲ代表取締役社長、(株)ファーマインド社外取締役)
菅 野 洋 一	常 勤 監 査 役	
*佐 々 木 力	常 勤 監 査 役	
西 浜 正 幸	監 査 役	
*傍 島 康 之	監 査 役	

- (注) 1. *印は、2024年6月25日開催の定時株主総会で新たに選任され就任した取締役及び監査役であります。
2. 2024年6月25日付にて、監査役田村雅治氏は任期満了により退任いたしました。
3. 地位、担当及び重要な兼職の状況は、2025年3月31日現在であります。
4. 現任取締役のうち三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の5氏は、社外取締役であります。
5. 現任監査役のうち菅野洋一及び佐々木力の両氏は、社外監査役であります。
6. 取締役三浦理代、白尾美佳、町田勝弘、山田英司及び長野麻子の5氏並びに監査役菅野洋一氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
7. 監査役菅野洋一及び佐々木力の両氏は、金融機関における永年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(2) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。その概要は以下のとおりです。

当社取締役の報酬は、取締役が中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とし、バランスを考慮した報酬体系とすることを基本方針とする。具体的には、取締役の報酬は、ア．固定の基本報酬、イ．業績連動型株式報酬で構成する。

なお、業務執行から独立した立場である社外取締役については、固定の基本報酬のみとする。

ア．固定の基本報酬

月例の固定報酬とし、各取締役の職責に基づき決定する。

イ．業績連動型株式報酬

中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じ、事業年度ごとに各取締役に付与するポイントを決定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じて当社株式を支給する。

また、決定方針は、取締役会が決定しております。

②取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の固定の基本報酬の額は、2024年6月25日開催の第101回定時株主総会において年額600百万円以内（うち社外取締役分は年額80百万円以内）と決議されております（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は14名（うち社外取締役5名）です。また、当該基本報酬とは別枠で、2023年6月27日開催の第100回定時株主総会において、業績連動型株式報酬の額を3年間で270百万円以内、株式数を3年間で54,000株以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の対象取締役の員数は8名です。

監査役の金銭報酬の額は2021年6月25日開催の第98回定時株主総会において年額70百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

③取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬決定についてのプロセスの客観性と透明性を確保するため、個人別の固定の基本報酬額については、取締役会決議に基づき、社内取締役及び独立社外取締役で構成される指名・報酬委員会にその決定を委任することとし、その委任する権限の内容は、各取締役の職責に基づき、各取締役の固定の報酬額を決定する権限としております。また、業績連動型株式報酬については、取締役会の決議により定めた取締役株式給付規程に従って、指名・報酬委員会が事業年度ごとに各取締役に付与するポイント（株式数）を決定しております。

指名・報酬委員会は取締役報酬の基本方針に則った報酬の決定を行った旨を取締役会へ報告しており、この手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであり、相当であると判断しております。

なお、指名・報酬委員会は、委員の過半数を独立社外取締役としております。当事業年度における指名・報酬委員会の体制は下記のとおりです。

井上 誠（代表取締役 社長）
三浦 理代（社外取締役）
町田 勝弘（社外取締役）

④業績連動報酬等に関する事項

業績連動型株式報酬は株主総会の決議に基づき、事業年度ごとに中期経営計画の目標指標である連結売上高と連結営業利益の達成度合いに応じて算出した業績連動係数に取締役の役位別に定めた基本ポイントを乗じ、各取締役に付与するポイントを算定し、そのポイントに基づき、退任時に信託を通じ当社株式を支給しております。当該業績指標を算定の基礎とした理由は、取締役の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値の持続的向上を促すことが期待できると判断したためであります。なお、当事業年度における業績連動型株式報酬制度に係る指標の計画値は、連結売上高300,000百万円、連結営業利益10,000百万円で、実績は連結売上高302,681百万円、連結営業利益11,079百万円です。

⑤取締役及び監査役の報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬	
取締役 (うち社外取締役)	469 (49)	380 (49)	89 (一)	—	14 (5)
監査役 (うち社外監査役)	65 (52)	65 (52)	—	—	5 (3)
合計	535	446	89	—	19

(注) 業績連動報酬（非金銭報酬）として取締役に対して株式報酬を交付しております。当社株式報酬の内容及びその交付状況は2.会社の株式に関する事項に記載のとおりであります。

(3) 社外役員に関する事項

①取締役 三浦理代

ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況

該当事項はありません。

イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、食品栄養学の専門家としての永年の知見から発言・助言を行っております。

オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

女子栄養大学において食品栄養学等を研究され、食品栄養学の専門家としての永年の経験と知見から、取締役会において公正かつ客観的な立場に立って適切な意見をいただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会3回中3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

②取締役 白尾美佳

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、食品衛生学や食育に関する専門的立場から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
実践女子大学において食品衛生学や食育について研究され、豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

③取締役 町田勝弘

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
明治機械(株)社外取締役（監査等委員）
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
永年にわたり農林水産省において要職を務められ、また研究機関により培われた豊富な経験と高い学識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。また、指名・報酬委員会の委員として、当該事業年度に開催された委員会3回中3回の全てに出席し、客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や報酬の決定過程における監督機能を果たしていただいております。

④取締役 山田英司

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
(株)千葉興業銀行社外取締役、平和不動産(株)社外取締役
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中16回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
日本電子計算(株)において永年代表取締役社長を務められるなど、システム開発の豊富な経験や実績を背景とした経営者としての高い見識を有されており、専門的立場からご指導いただくとともに、知識や経験等を経営に反映し、監督機能を発揮していただいております。

⑤取締役 長野麻子

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
(株)モリアゲ代表取締役社長
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
(株)ファーマインド社外取締役
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
就任後、当事業年度開催の取締役会13回中13回の全てに出席し、経験豊富な経営者の観点から発言・助言を行っております。
- オ. 社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要
永年にわたり農林水産省の要職を歴任され、また、森林業コンサルタント事業により培われた豊富な知識と経験を有しており、サステナビリティの専門的な立場からご指導いただくとともに、中立的な視点から、業務執行に対する適切な意見をいただいております。

⑥監査役 菅野洋一

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
当事業年度開催の取締役会16回中13回及び監査役会13回中12回に出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

⑦監査役 佐々木力

- ア. 他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況
該当事項はありません。
- イ. 他の法人等の社外役員の兼任状況
該当事項はありません。
- ウ. 主要取引先等特定関係事業者との関係
該当事項はありません。
- エ. 当事業年度における主な活動状況
就任後、当事業年度開催の取締役会13回及び監査役会10回の全てに出席し、永年にわたる金融機関業務による知見から発言・助言を行っております。

(4)責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定により、各社外取締役及び各社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

(5)役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、特約部分も合わせ、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害及び訴訟費用等について填補します。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわれないように措置を講じています。当該保険契約の被保険者は、当社及び当社グループ子会社の取締役及び監査役であり、その保険料については特約部分も含め会社負担としており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。なお、当社は、1年ごとの契約更新をしており、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

井上監査法人

(2) 報酬等の額

①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 45百万円

②当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき
金銭その他の財産上の利益の合計額 45百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移を確認したうえで、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性等を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。
- なお当社の重要な子会社のうちKyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.は、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

連結子会社における非監査業務の内容は、「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」に基づく認定申請に係る手続業務です。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断した場合には、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、総合的能力等の観点から監査を遂行するに不十分であると判断する場合、その他必要があると判断する場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定します。

6. 会社の体制及び方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制システムの基本方針」を決議しております。当該方針の概要は以下のとおりです。

①企業理念とキョクヨーグループ企業行動憲章

当社及びグループ会社は以下の企業理念、キョクヨーグループ企業行動憲章を業務遂行にあたっての基本方針とする。

企業理念：人間尊重を経営の基本に、健康で心豊かな生活と食文化に貢献し社会とともに成長することを目指します。

キョクヨーグループ企業行動憲章：

1. 社会に役立つ総合食品グループとして、安心・安全な商品およびサービスを提供し、消費者・ユーザーの信頼を獲得します。
2. 法令を遵守し、公正、透明、自由な競争を行い、政治、行政との健全かつ正常な関係を保ちます。
3. 消費者・ユーザー・株主はもとより、広く社会とのコミュニケーションを行い、企業情報を積極的かつ公正に開示します。
4. 環境問題への取り組みは企業の存在と活動に必須の要件であることを認識し、自主的、積極的に行動します。
5. 働きやすい環境の整備に努めます。
6. 国際社会の一員として行動し、関係地域の発展に努めます。

②取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

ア. コンプライアンス体制の基礎として、企業理念に基づきキョクヨーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス基本規則を定め、当社およびグループ会社の役職員に対しその周知徹底を図る。

コンプライアンス担当取締役のもと、基本方針に基づきコンプライアンス体制の構築、維持、向上を具体的に推進する組織として、「監査部」を設置し、グループ全体の横断的なコンプライアンス体制を整備する。

イ. 社長を委員長とする「内部監査委員会」は、「内部監査チーム」を編成し当社およびグループ会社のコンプライアンスの状況を監査するとともに、業務の改善を推進する。

ウ. 当社およびグループ会社は、職務の執行が法令および定款に適合することを確保するために、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。

エ. 当社の取締役はグループ全体における重大な法令違反、その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに当社の監査役に報告するものとする。

オ. 法令違反、その他コンプライアンスに関する事実についてのグループ内通報体制として、社内のコンプライアンス担当部署長および外部の弁護士事務所を直接の情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報者保護規則に基づきその運用を行うものとする。また、通報結果はコンプライアンス担当取締役を通じて取締役会に報告するとともに、通報者が保護されるよう体制を整備しております。

カ. 当社の監査役はグループ全体のコンプライアンス体制および内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

キ. 当社およびグループ会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは断固として対決し、これらと係わりのある企業、団体、個人とはいかなる取引も行わないものとする。このことについて当社およびグループ会社の役職員に周知徹底するとともに、平素より関係行政機関や法律の専門家と緊密に連絡を取り、組織としてすみやかに対処できる体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書または電磁的媒体については、文書取扱規則等に基づき、適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、定められた保存期間に従い、閲覧可能な状態を維持することとする。

④損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア. グループ全体のリスク管理についてキョクヨーグループリスク管理基本規則を作成し、グループ全体のリスクを網羅的、総括的に管理するためのリスク管理体制を整備する。
- イ. 環境保全リスクについて社長を委員長とするサステナビリティ推進委員会のもと、グループ全体の環境保全体制を構築、維持、継続させる。
- ウ. 品質安全リスクについて食品事故及び苦情処理に関する規則等に基づき、食品事故発生時にはグループ全体ですみやかに対応できる体制を整備する。また、国内、国外の協力工場に関しては品質・安全についての情報の共有化を進める。
- エ. 当社およびグループ会社は、災害リスクについて事業継続計画（BCP）を策定し、被災時においても事業を継続できる体制を整備する。
- オ. 「内部監査チーム」は、当社およびグループ会社のリスク管理体制を監査し、その結果を内部監査委員会に報告する。

⑤取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。
- イ. 当社およびグループ会社の取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定める。
- ウ. 中期経営計画および年次予算を連結ベースで作成し、グループ各社が出席する会議で討議することにより、情報を共有する。

⑥当社および当社の子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制ならびに当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する事項

- ア. 当社およびグループ会社は、業務の適正を確保するため、必要に応じて業務の実態に対応した諸規程を定めるものとする。
- イ. 系列会社管理規則に従ってグループ会社の経営管理を行うとともに、グループ会社は当社に対して経営上の重要事項を報告するものとする。
- ウ. グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社のコンプライアンス担当部署に報告するものとする。当社のコンプライアンス担当部署は直ちに当社の監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。当社の監査役は当社の取締役に対し意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

⑦監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ア. 当社の監査役の職務の補助は監査役会事務局が担当するものとする。
- イ. 当社の監査役から監査業務に関し必要な命令を受けた使用人は、その命令に関し当社の取締役その他の指揮命令を受けない。

⑧当社および子会社の取締役および使用人等が監査役に報告をするための体制ならびにその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ア. 当社およびグループ会社の役職員が当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社およびグループ会社の業務または業績に影響を与える重要な事項、内部監査の実施状況、内部通報システムによる通報状況等についてすみやかに報告する体制を整備する。前記に関わらず、当社の監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の役職員に対して報告を求めることができることとする。
- イ. 内部通報者保護規則により、内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反、その他コンプライアンス上の問題について当社の監査役への適切な報告体制を確保するものとする。
- ウ. 当社およびグループ会社は、当社の監査役へ報告を行った当社およびグループ会社の役職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
- エ. 当社の監査役がその職務の執行に係る費用の前払い等を請求したときは、担当部署において審議の上すみやかに当該費用または債務を処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は「内部統制システムの基本方針」に基づき、体制の整備とその適切な運用に努めています。当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

①コンプライアンスに対する取組み

監査部が当社グループのコンプライアンス体制を整備するとともに、監査部長が当社及びグループ会社の役職員に向けてコンプライアンスの徹底に関する通達を発信し、コンプライアンス意識の向上に努めています。

また、当社及びグループ会社を対象として、監査部長及び外部顧問弁護士を窓口とする内部通報システムを設置・運用しています。

②職務執行の適正性や効率性

取締役会は社外取締役5名を含む取締役14名で構成されています。当事業年度においては取締役会を16回開催し、会社の重要事項について、法令及び定款に基づき審議、決定しています。

また取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規則、りん議規則においてその責任者と執行手続きの詳細について定めており、組織的かつ効率的な運営を図っています。

③リスク管理体制

リスク管理の総括部署である経営管理部が定期的に当社グループ全体のリスク情報を取りまとめ、コンプライアンス担当取締役を通じ、全役員に資料を配布し、情報を共有しています。

また内部監査チームが当社及びグループ会社を対象に内部監査を実施し、監査結果を内部監査委員会に報告しています（当事業年度は内部監査委員会を16回開催）。内部監査の指摘事項については、内部監査委員会事務局が被監査部署に改善計画の提出を求め、その進捗状況を内部監査委員会に報告しています。

④グループ会社における業務の適正の確保

グループ会社への取締役及び監査役の派遣、内部監査チームによる内部監査の実施等を通じ、グループ会社の業務の適正の確保に努めています。

また当社はグループ会社の経営上の重要事項について報告を受けています。

⑤監査役監査の実効性確保

監査役会は、社外監査役2名を含む監査役4名で構成されています。当事業年度においては監査役会を13回開催し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議・決議を行っています。

また監査役は内部監査委員会事務局から内部監査の実施状況の報告を受けるほか、外部会計監査人と適宜協議を行うなど、監査の実効性向上を図っております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は株式会社の支配に関する基本方針として『当社株式の大規模買付行為への対応方針(買収防衛策)』を定めており、2023年6月27日開催の第100回定時株主総会において、2026年開催の定時株主総会終結の時まで継続することをご承認いただいております。

当該方針の概要は下記のとおりです。なお詳細につきましては当社ホームページ掲載の「当社株式の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）の継続に関するお知らせ」本文をご参照ください。

(<https://www.kyokuyo.co.jp/files/202305122.pdf>)

①当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社の株式に対する大規模買付提案又はこれに類似する行為があった場合においても、一概に否定するものではなく、最終的には株主の皆様の意思により判断されるべきであると考えております。

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方としては、経営の基本理念、企業価値のさまざまな源泉、並びに当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保、向上させる者でなければならないと考えております。

従いまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

そのため、当社取締役会は、万一、当社の支配権の移転を伴う大量買付を意図する者が現れた場合は、買付者に買付の条件並びに買収した場合の経営方針、事業計画等に関する十分な情報を提供させ、当社取締役会や、必要な場合には株主がその内容を検討し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するための十分な時間を確保することが、最終判断者である株主の皆様に対する当社取締役会の責務であると考えております。

②基本方針の実現に資する取組み

当社は、上記基本方針に照らし、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取組みとして、次の施策を実施しております。

ア．中期経営計画の策定

当社は、当社の企業価値、株主共同の利益を向上させるため、2024年度から2026年度までの3カ年の中期経営計画『Gear Up Kyokuyo 2027』を策定しました。“食文化に貢献し、社会とともに成長する”企業理念を着実に実現し、企業価値の向上を図っていくため、「魚を中心に、食で人と暮らしと地球によりそう サステナブルな世界へ」を企業のパーパスとし、「事業基盤」の拡充、「財務基盤」と「ステークホルダーとのパートナーシップ」の強化に努めながら、事業を推進してまいります。

イ．コーポレート・ガバナンスの強化

当社は企業統治（コーポレート・ガバナンス）に関しては、公正な経営を維持することが基本であると考えております。取締役会・監査役会・会計監査人による監査など法律上の機能に加え、内部統制機能の強化により経営の透明性向上とコンプライアンスを徹底し、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することで、コーポレート・ガバナンスの強化に努めております。

③基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取組み

当社取締役会は、上記の基本的な考え方に立ち、大規模買付者が取締役会に対して事前に必要かつ十分な情報提供をし、取締役会による一定の検討時間が経過した後に大規模買付行為を開始するといった一定のルール(以下「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めます。

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合は原則として対抗措置はとりません。当該買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、ご判断いただくことになります。ただし、買収行為が結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、取締役の善管注意義務に基づき、例外的に対抗措置を取ることがあります。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、対抗措置をとり買収行為に対抗する場合があります。具体的な対抗措置をとることを決定した場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランの有効期限は2026年開催の定時株主総会終結の時までとなっておりますが、有効期限の満了前であっても、株主総会あるいは取締役会において本プランを変更、廃止する旨の決議が行われた場合は、その時点で変更、廃止されるものとします。本プランについて変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につきまして速やかに開示いたします。

本プランにおける対抗措置の発動等の判断に際しては、当社の業務執行から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされています。

なお、取締役会は、本プランが基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する適切な利益還元を経営の重要な課題のひとつと位置付けており、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を図るとともに、安定配当を継続しつつも、中長期的な利益成長による配当水準の向上を目指します。

当社は会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款で定めておりますが、当期の期末配当につきましては1株当たり130円の普通配当といたしたく、本定時株主総会にお諮りいたします。

(注) 本事業報告中に記載の金額について、表示単位未満は切り捨て、比率は四捨五入により表示しております。

連結貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	134,260
現 金 及 び 預 金	7,514
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	36,935
商 品 及 び 製 品	62,312
仕 掛 品	5,189
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	7,855
そ の 他	14,463
貸 倒 引 当 金	△10
固 定 資 産	47,865
有 形 固 定 資 産	28,588
建 物 及 び 構 築 物	10,775
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	6,385
船 舶	2,248
土 地	6,217
リ ー ス 資 産	253
建 設 仮 勘 定	2,041
そ の 他	666
無 形 固 定 資 産	1,965
の れ ん	1,054
リ ー ス 資 産	56
そ の 他	854
投 資 そ の 他 の 資 産	17,310
投 資 有 価 証 券	14,053
繰 延 税 金 資 産	560
そ の 他	4,293
貸 倒 引 当 金	△1,596
資 産 合 計	182,125

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	74,995
支 払 手 形 及 び 買 掛 金	10,004
短 期 借 入 金	28,770
コマーシャル・ペーパー	15,000
リ ー ス 債 務	203
未 払 法 人 税 等	2,383
賞 与 引 当 金	1,161
役 員 賞 与 引 当 金	6
未 払 金	10,618
そ の 他	6,845
固 定 負 債	38,774
長 期 借 入 金	35,604
リ ー ス 債 務	339
繰 延 税 金 負 債	1,749
特 別 修 繕 引 当 金	70
株 式 給 付 引 当 金	2
役 員 株 式 給 付 引 当 金	214
退 職 給 付 に 係 る 負 債	775
資 産 除 去 債 務	16
そ の 他	2
負 債 合 計	113,769
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	57,902
資 本 金	7,527
資 本 剰 余 金	3,265
利 益 剰 余 金	47,725
自 己 株 式	△616
そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	8,613
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,326
繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△77
為 替 換 算 調 整 勘 定	1,425
退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	938
非 支 配 株 主 持 分	1,840
純 資 産 合 計	68,355
負 債 及 び 純 資 産 合 計	182,125

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売	上	上	高							302,681	
売	上	原	価							263,861	
販	売	上	総	利	益					38,819	
	費	及	び	一	般	管	理	費		27,740	
営	営	業	利	益						11,079	
	受	外	収	利	益			息	32		
	持	取	配	当	資	利		金	257		
	分	法	に	よ	る	投		益	14		
	受	取	保	の	費	収		金	170		
	補	助	金					入	90		
	そ		の					他	308	873	
営	業	外	費	用							
	支	払	利	差				息	844		
	為	替						損	88		
	そ		の					他	162	1,095	
特	経	常	利	益						10,857	
	固	定	資	産	処	益	分	益	14		
	債	務	補	免	金	除		益	1,274		
	国	庫	助	金	等	収		入	188		
	投	資	有	価	証	券	売	却	15	1,493	
特	固	定	資	産	処	分		損	36		
	減	損	資	損	損			失	0		
	訴	訟	関	連	損			失	957		
	固	定	資	産	圧	縮		損	188		
	設	備	復	旧	等	費		用	114		
	為	投	替		差			損	93		
	投	資	有	価	証	券	売	却	65		
	投	資	有	価	証	券	評	損	10		
	そ		の					他	35	1,502	
法	税	金	等	調	整	前	当	期		10,848	
法	人	税、	住	民	税	及	び	事	2,996		
	人	税	等		調	整		業	△154	2,842	
	当	期	純	利	益			税			
	非	支	配	株	主	に	帰	属		8,006	
						する	当	期		1,266	
	親	会	社	株	主	に	帰	属		6,740	
						する	当	期			

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2024年4月1日残高	7,527	3,193	42,176	△543	52,354
当期変動額					
剰余金の配当			△1,191		△1,191
親会社株主に帰属する 当期純利益			6,740		6,740
自己株式の取得				△173	△173
自己株式の処分		71		101	173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	71	5,548	△72	5,548
2025年3月31日残高	7,527	3,265	47,725	△616	57,902

	その他の包括利益累計額					非支配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付 に係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
2024年4月1日残高	4,842	97	861	820	6,622	△115	58,860
当期変動額							
剰余金の配当							△1,191
親会社株主に帰属する 当期純利益							6,740
自己株式の取得							△173
自己株式の処分							173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,484	△175	564	117	1,990	1,956	3,946
当期変動額合計	1,484	△175	564	117	1,990	1,956	9,495
2025年3月31日残高	6,326	△77	1,425	938	8,613	1,840	68,355

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

【連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項等】

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数 33社

主要な連結子会社の名称

キョクヨー秋津冷蔵(株)、極洋商事(株)、極洋食品(株)、極洋水産(株)、キョクヨー総合サービス(株)、キョクヨーフーズ(株)、キョクヨーマリンファーム(株)、(株)ジョッキ、キョクヨーマリン愛媛(株)、極洋フレッシュ(株)、海洋フーズ(株)、インテグレート・システム(株)、指宿食品(株)、(株)エィパックス・キョクヨー、(株)クロシオ水産、太平洋スキャロップ(株)、Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.、Ocean's Kitchen Property Management LLC、KOCAMAN BALIKÇILIK İHRACAT VE İTHALAT TİCARET ANONİM ŞİRKETİ、North Seafood Holding B.V.他9社

なお、当連結会計年度において、KOCAMAN BALIKÇILIK İHRACAT VE İTHALAT TİCARET ANONİM ŞİRKETİ 他3社を株式の新規取得により、太平洋スキャロップ(株) 他1社を新規設立により連結の範囲に含めております。また、極洋フィードワンマリン(株)は当連結会計年度において清算終了したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 非連結子会社の状況

非連結子会社の名称 Kocaman Balıkçılık Ulus. Nak.And Tic Ltd Sti

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 1 社

持分法を適用した関連会社の名称

佛山市秋津貿易有限公司

従来、持分法適用会社であった(株)イチヤママル長谷川水産は、保有株式の売却に伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

また従来、持分法適用会社であったオーシャンステージ(株)については、清算に伴い、持分法の適用範囲から除外しております。

- (2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社の名称等
Kocaman Balıkçılık Ulus. Nak.And Tic Ltd Sti他3社

持分法を適用しない理由

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

- (3) 持分法の適用の手続きについて特に記載すべき事項

決算日が連結決算日と異なる会社について、当該会社の直近の事業年度に係る計算書類を使用しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、Kyokuyo America Corporation、青島極洋貿易有限公司、Kyokuyo Europe B.V.、KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.、Kyokuyo Vina Foods Co.,Ltd.、Ocean's Kitchen Property Management LLC、KOCAMAN BALIKÇILIK İHRACAT VE İTHALAT TİCARET ANONİM ŞİRKETİ、North Seafood Holding B.V.他7社の決算日は12月末日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日までに生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

② デリバティブ

市場価格のない株式等
時価法

移動平均法による原価法

③ 棚卸資産

主として総平均法による原価法

なお、収益性の低下した棚卸資産については、帳簿価額を切下げております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産 主として定額法によっております。
(リース資産を除く)
- ② 無形固定資産 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについ
(リース資産を除く) ては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっ
ております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によって
おります。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権について
は貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権につい
ては個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しておりま
す。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与の支出に備えるため、当社及び国内連結子会社は、
支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員の賞与の支出に備えるため、当連結会計年度に負担するべき
額を計上しております。
- ④ 特別修繕引当金 船舶の特別修繕に要する費用の支出に備えるため、将来の修繕見
積額に基づき計上しております。
- ⑤ 株式給付引当金 雇用型執行役員株式給付規程に基づく当社の執行役員への当社株
式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務
の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）
への当社株式の給付に備えるため、当連結会計年度末における株
式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

商品又は製品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品又は製品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品又は製品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品又は製品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品又は製品の国内の販売において、出荷時から当該商品又は製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リバート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。

(5) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(6) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 重要なヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、金額に重要性が乏しい場合を除き、合理的な見積に基づき、発生年度より20年以内で均等償却しております。

5. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

6. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	水産事業	生鮮事業	食品事業	物流 サービス	その他	合計
地域別						
日本	136,153	65,850	65,900	1,667	554	270,126
アジア	18,311	—	40	—	—	18,352
その他	14,202	—	—	—	—	14,202
顧客との契約から生 じる収益	168,668	65,850	65,940	1,667	554	302,681
外部顧客への売上高	168,668	65,850	65,940	1,667	554	302,681

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「会計方針に関する事項」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

7. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

当社は、取締役（社外取締役を除く）及び執行役員を対象に、中長期的視野をもって、業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的として、業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。

① 取引の概要

本制度は、当社が信託に対して金銭を拠出し、当該信託が当該金銭を原資として当社株式を取得し、当該信託を通じて取締役及び執行役員に対して、当社が定める役員報酬に係る取締役株式給付規程及び雇用型執行役員株式給付規程に従って、業績達成度、業績貢献度に応じて当社株式を給付する業績連動型の株式報酬制度です。なお、取締役及び執行役員が当社株式の給付を受ける時期は、原則として取締役及び執行役員の退任時となります。

② 信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する会計処理

取締役への交付については「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号2015年3月26日）に準じております。

③ 信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、285百万円及び76,547株であります。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前連結会計年度の30.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものは30.6%、2026年4月1日以降のものについては31.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が78百万円増加し、退職給付に係る調整累計額が12百万円、その他有価証券評価差額金が82百万円、当連結会計年度に計上された法人税等調整額が15百万円それぞれ減少しております。

【連結貸借対照表関係注記】

1. 担保資産及び担保付債務

(1) 担保に供している資産

建物及び構築物	1百万円
機械装置及び運搬具	1 //
計	2 //

(2) 担保設定の原因となる債務

短期借入金	18百万円
長期借入金	38 //
計	56 //

2. 有形固定資産減価償却累計額 30,724百万円

3. 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	2,142百万円
(うち、建物及び構築物)	1,215 //
(うち、機械装置及び運搬具)	905 //
(うち、船舶)	5 //
(うち、その他)	15 //

4. 保証債務及び手形遡求債務等

手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 10百万円

【連結損益計算書関係注記】

訴訟関連損失

当社連結子会社であるKyokuyo(Thailand)Co.,ltd.（以下、KKT社）は、2015年に水産加工品の生産委託先であったThe Union Frozen Products Co.,ltd.（以下、UFP社）が民事再生を申請したため、KKT社はUFP社との契約に基づいて債権債務の相殺処理を行いました。

一方で、UFP社がKKT社に対する売掛債権をKrung Thai Bank Company Limited（以下、KTB社）にファクタリング債権として売却したことから、2017年12月に、KTB社からファクタリング債権203百万バーツの支払いを求め訴訟を提起されました。

同訴訟について、KKT社に対しタイ王国の最高裁判所より、2024年10月7日にファクタリング債権及び遅延損害金を含め279百万バーツを支払うよう命じられました。

この判決を受けまして当案件に係る費用を「訴訟関連損失」として表示しております。

【連結株主資本等変動計算書関係注記】

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数（株）	当連結会計年度 増加株式数（株）	当連結会計年度 減少株式数（株）	当連結会計年度末 株式数（株）
発行済株式数 普通株式	12,078,283	—	—	12,078,283

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
2024年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,191	100	2024年3月31日	2024年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2025年6月25日開催の定時株主総会において、次の議案を付議いたします。

株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当金の原資	1株当たり 配当額（円）	基 準 日	効力発生日
普通株式	1,554	利益剰余金	130	2025年3月31日	2025年6月26日

【金融商品関係注記】

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の使途は運転資金及び設備資金であります。なお、デリバティブは、社内管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2025年3月31日（当連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。なお、市場価格のない株式等（連結貸借対照表計上額392百万円）は、「その他有価証券」には含めておりません。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※2）	時価（※2）	差額
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	13,660	13,660	—
(2) 長期借入金（※3）	(44,614)	(44,203)	△410
(3) デリバティブ取引（※4）	(111)	(111)	—

（※1）「現金及び預金」、「受取手形及び売掛金」、「支払手形及び買掛金」、「短期借入金」、「コマーシャル・ペーパー」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※2）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（※3）一年内返済長期借入金を含めております。

（※4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	13,660	—	—	13,660
デリバティブ取引	—	111	—	111

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	44,203	—	44,203

短期借入金のうち一年内返済長期借入金を長期借入金に含めております。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

時価の算定方法は、取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しており、レベル2の時価に分類しております。金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております（下記「長期借入金」参照）。

長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社及び連結子会社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により時価を算定しております。これらについては、レベル2の時価に分類しております。なお、一部の変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており（上記「デリバティブ取引」参照）、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を用いて算定しております。

【1 株当たり情報関係注記】

1. 1株当たり純資産額	5,600円14銭
2. 1株当たり当期純利益	567円48銭

【その他の注記】

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額
(資 産 の 部)	
流 動 資 産	116,555
現金及び預金	3,558
売掛金	33,938
商品及び製品	52,327
原材料及び貯蔵品	3
前払費用	5,382
短期貸付金	1,276
未収入金	178
未収消費税等	15,263
預けの金	7
そ の 他 金	4,885
貸倒引当金	90
固 定 資 産	△357
有 形 固 定 資 産	31,994
建物	7,509
構築物	2,835
機械装置	242
船舶	1,875
車両運搬具	106
工具、器具及び備品	4
土地	324
リース資産	2,002
建設仮勘定	101
無 形 固 定 資 産	16
商標	529
ソフトウェア	0
リース資産	413
その他の資産	54
投資その他の資産	60
投資有価証券	23,955
関係会社株	13,499
出資株式	7,093
関係会社出資金	27
長期貸付金	1,410
破産更生債権	485
差入保証金	1,596
そ の 他 金	641
貸倒引当金	796
資 産 合 計	△1,596
	148,549

科 目	金 額
(負 債 の 部)	
流 動 負 債	67,409
買掛金	11,066
前受金	1
賞与引当金	725
未払金	7,656
未払り	7,604
未払費用	554
リース債務	73
短期借入金	14,011
一年内返済長期借入金	7,949
コマーシャル・ペーパー	15,000
未払法人税等	2,043
そ の 他	721
固 定 負 債	29,568
長期借入金	25,852
関係会社事業損失引当金	468
株式給付引当金	2
役員株式給付引当金	214
退職給付引当金	1,430
繰延税金負債	1,481
リース債務	103
そ の 他	15
負 債 合 計	96,977
(純 資 産 の 部)	
株 主 資 本	45,362
資 本	7,527
資 本 剰 余 金	3,255
資本準備金	2,605
その他の資本剰余金	650
利益剰余金	35,195
利益準備金	673
その他の利益剰余金	34,522
別途積立金	1,560
繰越利益剰余金	32,962
自 己 株 式	△616
評価・換算差額等	6,208
その他有価証券評価差額金	6,286
繰延ヘッジ損益	△77
純 資 産 合 計	51,571
負 債 及 び 純 資 産 合 計	148,549

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
売 上	高 価		272,792
売 上 原 価			239,302
売 上 総 利 益			33,490
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費			23,837
営 業 利 益			9,653
営 業 外 収 益			
受 取 利 息		115	
受 取 配 当 金		425	
受 取 保 険 金		126	
雑 収 入		78	745
営 業 外 費 用			
支 払 利 息		598	
関 係 会 社 事 業 損 失 引 当 金 繰 入 額		192	
為 替 差 損		58	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		△169	
雑 支 出		47	726
経 常 利 益			9,672
特 別 利 益			
固 定 資 産 処 分 益		1	
関 係 会 社 清 算 益		28	
関 係 会 社 株 式 売 却 益		20	
投 資 有 価 証 券 売 却 益		15	65
特 別 損 失			
固 定 資 産 処 分 損		22	
関 係 会 社 株 式 評 価 損		130	
為 替 差 損		93	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額		43	
投 資 有 価 証 券 評 価 損		10	300
税 引 前 当 期 純 利 益			9,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		2,438	
法 人 税 等 調 整 額		△232	2,205
当 期 純 利 益			7,231

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 (2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本			
	資 本 金	資 本 剰 余 金		
		資 本 準 備 金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
2024年4月1日残高	7,527	2,605	578	3,183
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				
当 期 純 利 益				
自 己 株 式 の 取 得				
自 己 株 式 の 処 分			71	71
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）				
当 期 変 動 額 合 計	—	—	71	71
2025年3月31日残高	7,527	2,605	650	3,255

	株 主 資 本					
	利 益 剰 余 金				自 己 株 式	株主資本合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
		別途積立金	繰越利益 剰余金			
2024年4月1日残高	673	1,560	26,922	29,156	△543	39,323
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当			△1,191	△1,191		△1,191
当 期 純 利 益			7,231	7,231		7,231
自 己 株 式 の 取 得					△173	△173
自 己 株 式 の 処 分					101	173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）						
当 期 変 動 額 合 計	—	—	6,039	6,039	△72	6,039
2025年3月31日残高	673	1,560	32,962	35,195	△616	45,362

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等 合計	
2024年4月1日残高	4,815	97	4,912	44,235
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当				△1,191
当 期 純 利 益				7,231
自 己 株 式 の 取 得				△173
自 己 株 式 の 処 分				173
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	1,471	△175	1,296	1,296
当 期 変 動 額 合 計	1,471	△175	1,296	7,335
2025年3月31日残高	6,286	△77	6,208	51,571

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

- | | | |
|----------|------------------------------------|---|
| ① 有価証券 | | |
| 子会社株式及び | 移動平均法による原価法 | |
| 関連会社株式 | | |
| その他有価証券 | 市場価格のない株式等以外のもの | 時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。） |
| | 市場価格のない株式等 | 移動平均法による原価法 |
| ② デリバティブ | 時価法 | |
| ③ 棚卸資産 | 総平均法による原価法 | |
| | なお、収益性の低下した棚卸資産については帳簿価額を切下げております。 | |

(2) 固定資産の減価償却の方法

- | | |
|------------------------|--|
| ① 有形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。 |
| ② 無形固定資産
(リース資産を除く) | 定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。 |
| ③ リース資産 | 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。 |

(3) 引当金の計上基準

- | | |
|---------------|---|
| ① 貸倒引当金 | 売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し回収不能見込額を計上しております。 |
| ② 賞与引当金 | 従業員の賞与の支出に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。 |
| ③ 関係会社事業損失引当金 | 関係会社の事業損失に備えるため、当該会社の財政状態及び経営成績等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。 |

- ④ 株式給付引当金 雇用型執行役員株式給付規程に基づく当社の執行役員への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑤ 役員株式給付引当金 取締役株式給付規程に基づく当社の取締役（社外取締役を除く）への当社株式の給付に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- ⑥ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付引当金及び退職給付費用の処理方法は以下のとおりであります。
 - a. 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
 - b. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。過去勤務費用は、その発生時に処理しております。

（4）収益及び費用の計上基準

商品の販売に係る収益は、顧客との水産物等の販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、商品を引き渡す一時点において、顧客が当該商品に対する支配を獲得して充足されると判断し、引渡時点で収益を認識しております。なお、「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日。以下「収益認識適用指針」という。）第98項に定める代替的な取扱いを適用し、商品の国内の販売において、出荷時から当該商品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の間である場合には、原則として出荷時に収益を認識しております。

売上リベート等のある取引については、契約等に従って、取引の対価の変動部分の額を見積り、認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が高い部分に限り取引価格に含める方法にて収益を計上しております。又、有償支給取引について、収益認識適用指針第104項に定める取扱いに従い、支給品の引渡時に当該支給品の消滅を認識しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約取引については振当処理に、特例処理の要件を満たしている金利スワップ取引については特例処理によっております。

② 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類における会計処理の方法と異なっております。

2. 会計方針の変更に関する注記

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

4. 追加情報

(1) 取締役及び執行役員に対する業績連動型株式報酬制度

取締役及び執行役員に対する業績連動型の株式報酬制度の導入に関する注記については、連結注記表「7. 追加情報」に記載しているため、省略しております。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が2025年3月31日に公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は、前事業年度の30.6%から、回収又は支払が見込まれる期間が2025年4月1日から2026年3月31日までのものは30.6%、2026年4月1日以降のものについては31.5%にそれぞれ変更されております。

その結果、繰延税金負債の金額（繰延税金資産の金額を控除した金額）が70百万円増加し、その他有価証券評価差額金が82百万円、当事業年度に計上された法人税等調整額が12百万円それぞれ減少しております。

5. 貸借対照表に関する事項

(1) 有形固定資産減価償却累計額 8,124百万円

(2) 圧縮記帳額

国庫補助金等により有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額及びその内訳は、次のとおりであります。

圧縮記帳額	1,375百万円
（うち、建物）	920 //
（うち、構築物）	8 //
（うち、機械装置）	443 //
（うち、工具、器具及び備品）	2 //

(3) 保証債務及び手形遡求債務等

① 保証債務

下記の会社の金融機関からの借入金等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

KYOKUYO EUROPE B.V.	4,302百万円
KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	2,737 //
Kyokuyo America Corporation	3,160 //
そ の 他	2,657 //
計	12,857 //

② 手形遡求債務

輸出信用状付荷為替手形銀行間未決済残高 10百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権債務

① 短期金銭債権	19,245百万円
② 長期金銭債権	— //
③ 短期金銭債務	11,701 //
④ 長期金銭債務	13 //

6. 損益計算書に関する事項

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

20,881百万円

仕入高等

72,609百万円

営業取引以外の取引高

621百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

200,852株

(注) 当事業年度末日の自己株式数には、役員及び執行役員向け株式給付信託が所有する当社株式を含めております。

8. 税効果会計に関する事項

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金の否認、賞与引当金の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額であります。

9. 関連当事者との取引に関する事項
子会社及び関連会社等

種類	名称	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (注1)	科目	期末残高
子会社	極洋食品株式会社	所有 直接90.0 間接10.0	原料の有償支給 製品の仕入 役員の兼任	原料の有償支給 (注2)	百万円 16,400	未収入金	百万円 3,927
				製品仕入 (注2)	23,839	買掛金	2,258
子会社	極洋水産株式会社	所有 直接100.0	製品の加工 委託	資金の預り (注3)	—	預り金	2,959
				利息の支払 (注3)	28	—	—
子会社	キョクヨーマリン ファーム株式会社	所有 直接100.0	製品の仕入 役員の兼任	資金の預入 (注4)	—	預け金	1,770
				利息の受取 (注4)	17	—	—
子会社	Kyokuyo Europe B.V.	所有 直接100.0	商品の販売 商品の仕入 役員の兼任	債務保証 (注5)	4,302	—	—
				保証料の受入 (注5)	1		
子会社	Kyokuyo America Corporation	所有 直接100.0	商品の販売 商品の仕入 役員の兼任	債務保証 (注5)	3,160	—	—
				保証料の受入 (注5)	1		
子会社	KYOKUYO GLOBAL SEAFOODS Co.,Ltd.	所有 直接100.0	原料の有償 支給 製品の仕入 役員の兼任	原料の有償支給 (注2)	5,718	未収入金	3,926
				債務保証 (注5)	2,737	—	—
				保証料の受入 (注5)	5		

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 原料の有償支給及び製品の仕入については、原価等を勘案し両者協議のうえで決定しております。

- (注3) 資金の預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
- (注4) 資金の預入については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、頻繁に発生する取引のため、取引金額の記載を省略しております。
- (注5) 金融機関からの借入に対して債務保証を行ったものであり、取引実勢を勘案して保証料を決定しております。なお、取引金額には債務保証の期末残高を記載しております。

10. 1 株当たり情報に関する事項

- | | |
|-----------------|-----------|
| (1) 1 株当たり純資産額 | 4,341円98銭 |
| (2) 1 株当たり当期純利益 | 608円83銭 |

11. 連結配当規制適用会社

当社は、当事業年度の末日が最終事業年度の末日となる時後、連結配当規制適用会社となります。

12. その他の注記

記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中井 上 監 査 法 人
東京都千代田区指 定 社 員 公認会計士 平 松 正 己
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 塚 本 義 治
業務執行社員
指 定 社 員 公認会計士 田 村 光
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社極洋の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社極洋及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。

当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月20日

株式会社 極 洋
取締役 会 御中

井 上 監 査 法 人
東京都千代田区

指 定 社 員	公認会計士	平 松 正 己
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	塚 本 義 治
業務執行社員		
指 定 社 員	公認会計士	田 村 光
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社極洋の2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第102期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、井上監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人井上監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月26日

株式会社 極 洋 監査役会

常勤監査役 菅 野 洋 一[㊟]
社外監査役

常勤監査役 佐 々 木 力[㊟]
社外監査役

監査役 西 浜 正 幸[㊟]

監査役 傍 島 康 之[㊟]

以 上

